

消防法における命令・罰則(抜粋)

消防法条項	命令・義務等	罰則	
		規定違反(直罰)	命令違反
第4条	立入検査	罰金30万円以下又は拘留	
	資料提出命令等		罰金30万円以下又は拘留
第5条第1項	防火対象物改修命令		懲役2年以下又は罰金200万円以下(併科可能)
	法人に対する罰則		罰金1億円以下
第5条の2第1項	防火対象物使用停止命令		懲役3年以下又は罰金300万円以下(併科可能)
	法人に対する罰則		罰金1億円以下
第5条の3第1項	防火対象物の危険物件等の除去命令		懲役1年以下又は罰金100万円以下(併科可能)
	法人に対する罰則		罰金100万円以下
第8条第2項	防火管理者選解任届出義務	罰金30万円以下又は拘留	
第8条第3項	防火管理者の選任命令		懲役6ヶ月以下又は罰金50万円以下(併科可能)
	法人に対する罰則		罰金50万円以下
第8条第4項	防火管理業務措置命令		懲役1年以下又は罰金100万円以下(併科可能)
	法人に対する罰則		罰金3,000万円以下
第8条の2の2第1項	防火対象物の定期点検未報告・虚偽報告	罰金30万円以下又は拘留	
	法人に対する罰則	罰金30万円以下	
第8条の2の2第1項	防火対象物点検報告	罰金30万円以下又は拘留	
第8条の2の2第3項	防火対象物点検済表示の不当表示	罰金30万円以下又は拘留	
	法人に対する罰則	罰金30万円以下	
第8条の2の2第4項	防火対象物点検済表示の除去命令		罰金30万円以下又は拘留
第8条の2の3第5項	特例認定防火対象物の管理権限者変更届出義務	過料5万円以下	
第8条の2の3第8項	特例防火対象物認定表示の不当表示	罰金30万円以下又は拘留	
	法人に対する罰則	罰金30万円以下	
	特例防火対象物表示の除去命令		罰金30万円以下又は拘留
第9条の3	指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱い	罰金30万円以下	
第10条第1項	危険物施設以外での危険物取扱いの制限	懲役1年以下又は罰金100万円以下(併科可能)	
	法人に対する罰則		罰金3,000万円以下
第10条第3項	製造所等の技術上の基準	懲役3ヶ月以下又は30万円以下の罰金(併科可能)	
	法人に対する罰則	罰金30万円以下	
第11条第1項	製造所等の設置、変更許可	懲役6ヶ月以下又は罰金50万円以下(併科可能)	
	法人に対する罰則	罰金50万円以下	
第11条第5項	製造所等の完成検査	懲役6ヶ月以下又は罰金50万円以下(併科可能)	
	法人に対する罰則	罰金50万円以下	
第11条第6項 第11条の4第1項 第12条の6 第12条の7第2項 第13条第2項	製造所等に関する各種届出	罰金30万円以下又は拘留	
第12条の2第1項	製造所等の許可取消、使用停止命令		懲役6ヶ月以下又は罰金50万円以下(併科可能)
	法人に対する罰則		罰金50万円以下
第12条の3第1項	製造所等の緊急使用停止命令		懲役6ヶ月以下又は罰金50万円以下(併科可能)
	法人に対する罰則		罰金50万円以下
第13条第1項	製造所等の危険物保安監督者	懲役6ヶ月以下又は罰金50万円以下(併科可能)	
	法人に対する罰則	罰金50万円以下	
第13条第3項	製造所等の危険物取扱者	懲役6ヶ月以下又は罰金50万円以下(併科可能)	
第14条の2第1項	予防規定作成、変更許可	懲役6ヶ月以下又は罰金50万円以下(併科可能)	
	法人に対する罰則	罰金50万円以下	
第14条の3	屋外タンク等の保安検査	罰金30万円以下又は拘留	
第14条の3の2	製造所等の定期点検	罰金30万円以下又は拘留	
第15条	映写室の構造・設備	懲役1年以下又は罰金100万円以下(併科可能)	
第16条	危険物の運搬基準	懲役3ヶ月以下又は罰金30万円以下(併科可能)	
	法人に対する罰則	罰金30万円以下	
第16条の2第1項	危険物取扱者の乗車義務	懲役3ヶ月以下又は罰金30万円以下(併科可能)	
	法人に対する罰則	罰金30万円以下	
第16条の3第3項 第4項	製造所等の応急措置命令	懲役6ヶ月以下又は罰金50万円以下(併科可能)	
第17条の3の2	消防用設備の設置届出	罰金30万円以下又は拘留	
第17条の3の3	消防用設備等の点検報告	罰金30万円以下又は拘留	
	消防設備等の設置命令		懲役1年以下又は罰金100万円以下(併科可能)
	法人に対する罰則		罰金3,000万円以下
	消防設備等の維持命令		罰金30万円以下又は拘留
第17条の4第1項	法人に対する罰則		罰金30万円以下
	法人に対する罰則		罰金30万円以下
第17条の14	消防用設備工事着手届出	罰金30万円以下又は拘留	
第39条の2第1項	危険物施設からの故意の危険物の流出(公共の危険有)	懲役3年以下又は300万円以下の罰金	
	法人に対する罰則		罰金300万円以下
第39条の2第2項	人を死傷させた場合	懲役7年以下又は500万円以下の罰金	
	法人に対する罰則		罰金500万円以下
第39条の3第1項	危険物施設からの過失による危険物の流出(公共の危険有)	懲役若しくは禁錮2年以下又は200万円以下の罰金	
	法人に対する罰則		罰金200万円以下

9条の3第2項	人を死傷させた場合	懲役若しくは禁錮5年以下又は300万円以下の罰金	
	法人に対する罰則		罰金300万円以下